

協議事項 1

後援事務の運用について

後援事務の運用について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和 7 年 4 月 15 日 提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 竹森 永敏

後援事務の運用について

1. 従来の対応・課題

- ・教育委員会の後援名義については、行事等を開催する団体から申請を受けた課において、行事等の内容が要綱に定める「承諾の要件」に大きく逸脱していなければ、承諾してきた。(芸術文化・スポーツ関係の申請は、神戸市分とあわせて文化スポーツ局が受け付けて、総務課で対応)
- ・過去に承諾した行事等の中には、教育委員会の所掌する事務に関連しないものや教育委員会の中立性等を損なうおそれがあるもの、開催後に当該団体の勧誘に繋がるおそれがあるものなど、教育委員会として後援することが適切かどうか疑義のあるものが散見され、市民から承諾の妥当性に関してご意見をいただいた案件もある。
- ・後援名義の承諾を理由として、学校園に対してチラシ等の配布を直接依頼する団体もある。
- ・令和 5 年度の承諾件数は、文化スポーツ局経由を含めると 761 件と多くなっており、申請手続きや問い合わせ等への対応に職員が時間を取られている。

(参考) 令和 5 年度承諾件数：761 件

総務課 589 (うち文化スポーツ局経由 448 [芸術文化・スポーツ関係])、
教職員課 4、学校経営支援課 6、健康教育課 12、学校教育課 28、
教科指導課 74、児童生徒課 12、特別支援教育課 36

2. 運用の見直し

(1) 要綱の改正 (令和 7 年 1 月・4 月)

- ・第 3 条の承諾の要件について、以下のとおり改正を実施

【追加】条文 委員会の中立性・公平性・公正性を損なうおそれがない場合に

【追加】(1) 神戸市内で開催される行事であること

【追加】(4) 特定の主義主張の浸透を図るものでないこと

【追加】(6) 投資や金融に関する内容が含まれないこと

【変更】(7) 営利を目的とする活動や特定の団体等の宣伝、勧誘に繋がるおそれがないこと

(2) 後援事務の集約 (令和 7 年 4 月)

- ・教育委員会として統一的かつ厳格な運用、事務の効率化を図るため、後援事務を総務課に集約

(3) 学校園への周知 (令和 7 年 3 月)

- ・学校園に対して、団体からチラシ等の配布要請があった場合は断り、必要に応じて事務局を案内する旨の通知文を发出

※行事等の広報については、市 HP への掲載やすぐーる配信により協力

神戸市教育委員会後援事務取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、神戸市教育委員会（以下「委員会」という。）が他団体の行う事業（以下「行事」という。）に対して、委員会の後援名義の使用を承諾するのに必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 後援名義の使用承諾を受けようとする主催団体は、名義使用の承諾を必要とする期日の原則として1か月前までに申請書を次に掲げる書類を添えて提出するものとする。但し、委員会が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 規約、会則、定款、組織図、役員名簿 等
- (2) 行事の概要が分かる資料
- (3) 収支予算書
- (4) その他事業に関する資料で委員会が指示するもの

(承諾の要件)

第3条 前条で申請された行事の内容が委員会の所掌する事務に関連し、それらの充実、発展又は振興に寄与すると認められるもののうち、次に掲げるいずれの要件にも適合し、**委員会の中立性・公平性・公正性を損なうおそれがない場合に**後援名義の使用を承諾することができる。但し、教育長が特に認めたものについてはこの限りでない。

- (1) **神戸市内で開催される行事であること**
- (2) 団体で行う行事であること
- (3) 広く市民に公開されていること
- (4) **特定の主義主張の浸透を図るものでないこと**
- (5) 宗教的又は政治的色彩を有していないものであること
- (6) **投資や金融に関する内容が含まれないこと**
- (7) 営利を目的とする活動や特定の団体等の宣伝、勧誘に**繋がる**おそれがないこと
- (8) 組織・活動歴からみて今後、継続的な活動が見込めるものであること
- (9) 主催団体が暴力団その他反社会的団体でないことが明らかであること
- (10) 過去に後援名義の使用承諾を行った団体又は行事については、承諾の要件を適切に履行していること

(行事の実施)

第4条 後援名義の使用を承諾する場合には、その旨記載された通知文の送付により行うこととする。

2 後援名義の使用の承諾を受けた行事は、主催団体が一切の責任を負って、申請内容に従って実施するものとする。

(後援の取消)

第5条 次の各号の一に該当する場合は、後援名義の使用の承諾を取り消すものとする。

- (1) 第2条の申請及び資料に虚偽の事項があったとき
- (2) 行事内容が第3条に定める要件を欠くことが判明したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他教育長が必要と認めるとき

(行事の報告)

第6条 主催団体は、行事の実施終了後1か月以内に行事報告書及び委員会が必要と認める書類を提出しなければならないものとする。

2 主催団体が前項に規定する行事報告書を提出しなかった場合、以後、同団体からの申請

は受理しないものとする。

(表彰)

第7条 後援名義の使用を承諾した行事については、表彰することができる。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する